

出荷前の薬の確認、大丈夫ですか！？

令和元年 10月発行 第7号

と畜検査において、家畜から動物用医薬品等が検出される事例がまれにあります。こうした検出事例のほとんどは「**投薬における不適切な管理**」が原因です。使用基準が定められた動物用医薬品等を適切に使用するために、以下のことに注意しましょう！！

対策1 医薬品等の記載事項をよく読んで、使用基準を守り、正しく使いましょう！



対象動物、用法・用量、使用禁止（休薬）期間は守られていますか？

「使用禁止期間」と「休薬期間」とは？

ともに医薬品等の残留の可能性のある畜産物が食卓へ運ばれないように、**医薬品等を家畜に投与してはならない期間**のことです。

期間を守らなかった結果、出荷した家畜（食肉）に食品衛生法で定められた基準値を超えて医薬品等が残留すると、**廃棄や回収の対象になります！**

- **使用禁止期間：期間が終わるまでは出荷できません！**

医薬品医療機器等法で定められています。

違反した場合、**罰則の対象になります。**

- **休薬期間：期間が終わるまでは出荷できません！**

獣医師が発行する指示書に記載されています。

使用禁止期間と同じ意味です。

- ★ 使用禁止期間は薬剤の添付文書に、休薬期間は獣医師が発行した指示書に記載されています。出荷可能日を確認し、台帳に記載しておきましょう。
- ★ 病畜では、代謝機能が衰え、**薬物の分解や排出に時間がかかる**場合があります。
→**使用禁止（休薬）期間よりも出荷を延ばす**等の対応をお願いします！

<使用禁止（休薬）期間の数え方>

例) 豚：食用に供するためにと殺する前3日間

10/3(木)	10/4(金)	10/5(土)	10/6(日)	10/7(月)
投薬 	1日目	2日目	3日目	出荷OK 
使用禁止（休薬）期間 3日間				

* 投薬した翌日を「1日目」と数えます。

* 投薬当日と出荷日は使用禁止（休薬）期間に含まれません。

生物学的製剤（ワクチン等）を打った場合は、注射後**20日**以内の家畜の出荷を控えるようお願いします！

対策2 出荷時には「と畜検査申請書」に投薬歴を記載しましょう！

★ と畜検査申請書には、以下の内容を正しく記載しましょう！

- | | | |
|-------|---------|--------|
| ①薬品名 | ②使用年月日 | ③用法・用量 |
| ④使用者名 | ⑤出荷禁止期間 | |

→ 牛は概ね直近3か月、牛以外は概ね直近2か月以内の記載が必要です。



★ 注射を使用の際は、注射針の残留にも気を付けましょう！

→残留の可能性がある場合は、と畜検査申請時に申告してください。

～過去の薬物残留事例～

- ① 休薬期間の勘違いによる事例
- ② 薬剤使用に関する意識の欠如による事例
- ③ 破損した飼料配送用パイプラインからこぼれ落ちた医薬品含有飼料の誤食事例
- ④ 使用禁止期間は守ったが、肝炎と膀胱破裂で薬物が代謝・排泄されなかった事例

山形県庄内食肉衛生検査所

TEL 0234-45-1285

FAX 0234-42-3850